

相続定期預金 メモリアル定期 “感謝”

預金商品概要説明書（相続定期預金 ミニスーパー定期・スーパー定期・大口定期預金（単利型））

- この「商品概要説明書」は、相続定期預金概要を記載したものです。
詳しくは「自由金利型定期預金（M型）規定・自由金利型定期預金規定・定期預金共通規定」をご覧ください。

1. 商品名		相続定期預金（愛称：メモリアル定期 “感謝”）																									
2. 販売対象		<ul style="list-style-type: none"> ・個人のみ ・金融機関（当組合以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得された資金を原資としてお預けいただくお客様。 ※相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金もお預けいただけます。 																									
3. 必要書類		<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用の際は、以下の書類が必要となります。 当組合で相続手続きをされたお客様：①+② 他金融機関で相続手続きをされたお客様：①+②+③～⑥のいずれか ※他金融機関で相続手続きをされたお客様は「相続人であること」、「相続手続き完了の時期」、「相続により取得した金額」のわかる書類をご提示ください。 ①ご本人さま確認書類 ②お届け印 ③遺産分割協議書の写し ④金融機関に提出した相続依頼書の写し ⑤「戸籍謄本の写し」+「被相続名義の解約済通帳または計算書の写し」 ⑥「遺言状（公正証書遺言または自筆遺言証書で検認済みのもの）の写し」+「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 																									
4. 預入期間		<ul style="list-style-type: none"> ・1年物、2年物、3年物、5年物の4種類です。 ※自動継続（元金継続または元利金継続）のみの取扱いとなります。 																									
5. 預入	(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 																									
	(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・相続により取得された金額の範囲内 ・預入金額により、以下に分けられます。 <table border="1" data-bbox="491 1346 1508 1534"> <thead> <tr> <th>定期種類</th> <th>預入金額</th> <th>1年物</th> <th>2年物</th> <th>3年物</th> <th>5年物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニスーパー定期</td> <td>10万円以上 300万円未満</td> <td rowspan="2">単利型</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">複利型</td> </tr> <tr> <td>スーパー定期</td> <td>300万円以上 1,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>大口定期預金</td> <td>1,000万円以上</td> <td colspan="4">単利型</td> </tr> </tbody> </table>						定期種類	預入金額	1年物	2年物	3年物	5年物	ミニスーパー定期	10万円以上 300万円未満	単利型			複利型	スーパー定期	300万円以上 1,000万円未満	大口定期預金	1,000万円以上	単利型			
	定期種類	預入金額	1年物	2年物	3年物	5年物																					
ミニスーパー定期	10万円以上 300万円未満	単利型			複利型																						
スーパー定期	300万円以上 1,000万円未満																										
大口定期預金	1,000万円以上	単利型																									
(3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・複数口に分けてお預け入れできます。 ・1円単位 																										
6. 払戻方法		<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお引出しいただけます。 																									
7. 利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間により、店頭表示金利に以下の上乗せ金利を加えた特別金利を適用します。 <table border="1" data-bbox="491 1803 1394 1926"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>1年物</th> <th>2年物</th> <th>3年物</th> <th>5年物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上乗せ金利 (税引き前)</td> <td>年利 +0.200%</td> <td>年利 +0.275%</td> <td>年利 +0.450%</td> <td>年利 +0.600%</td> </tr> </tbody> </table>						預入期間	1年物	2年物	3年物	5年物	上乗せ金利 (税引き前)	年利 +0.200%	年利 +0.275%	年利 +0.450%	年利 +0.600%										
		預入期間	1年物	2年物	3年物	5年物																					
上乗せ金利 (税引き前)	年利 +0.200%	年利 +0.275%	年利 +0.450%	年利 +0.600%																							
<ul style="list-style-type: none"> ※店頭表示金利は、預入金額に応じ「ミニスーパー定期またはスーパー定期、大口定期預金」に分けられます。 ※特別金利は初回満期日までの適用とし、初回満期日以降の利率は預入金額に応じた店頭表示利率を適用します。特別金利は適用されません。 																											

	(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニスーパー定期、スーパー定期の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 1年物（単利型） 満期日以後に一括してお支払いします。 ② 2年物（単利型） 中間利払日（お預入日の1年ごとの応当日）以降および満期日以降にお支払いします。 中間利払日にお支払いする利息（中間利払利息）は約定利率×70%となります。（小数点3位以下切捨て） ※中間利払の方式は、口座振替、子定期のいずれかを選択いただきます。 ③ 3年物・5年物（複利型） 満期日以降に一括してお支払します。 ・大口定期預金の場合（単利型） <ul style="list-style-type: none"> ① 1年物 満期日以後に一括してお支払いします。 ② 2年物、3年物、5年物 中間利払日（お預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 					
	(3) 計算方式	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 					
	(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息に対し20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。（マル優の場合は非課税となります。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、20.315%の税率となります。 					
8. 付加できる特約事項							
	(1) マル優	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優制度の条件を満たすお客様は、マル優のお取扱いができます。 （マル優利用限度額は350万円までとなります） ※マル優適格となる方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 ・寡婦年金受給者等 					
	(2) 総合口座	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） 					
9. 中途解約時の取扱	<p>(1) 解約の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単利型定期預金を満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）で預入日から解約日の前日までの日数計算したお利息（期限前解約利息）から税金を差し引き、元本と合わせてお支払します。 ・複利型定期預金を満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）で預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算をした利息から税金を差し引き、元本と合わせてお支払します。 <p>(2) 中途解約利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニスーパー定期および、スーパー定期の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 1年物（単利型） <table border="1" data-bbox="566 1993 1404 2132" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実際の預入期間</th> <th style="width: 50%;">中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	実際の預入期間	中途解約利率	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
実際の預入期間	中途解約利率						
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率						
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%						

② 2年物（単利型）

実際の預入期間	中途解約利率
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上2年未満	約定利率×70%

③ 3年物（複利型）

実際の預入期間	中途解約利率
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%

④ 5年物（複利型）

実際の預入期間	中途解約利率
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×40%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×60%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%
3年以上4年未満	約定利率×80%
4年以上5年未満	約定利率×90%

・大口定期預金の場合（単利型）

① 預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合

次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率を適用します。

- A. 解約日における普通預金の利率
 B. 約定利率－ 約定利率×30%
 （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）
 C. 約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$

② 預入日の1か月後の応答日以降に解約する場合

次のAおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率を適用します。

- A. 約定利率－ 約定利率×30%
 （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）
 B. 約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$

※「基準利率」とは中途解約日から満期日までこの預金の元金を預入し直した場合に適用される当組合所定の利率

※中間払利息をお支払済みのものを中途解約した場合、中途解約時点でのお支払元利金合計額が、定期預金の元金金額以下となるケースがあります。これは中途解約時の支払利息と既に支払済みの中間払利息との差額を精算させていただくもので、元本割れではございませんのでご了承ください。

10. その他参考となる事項	
(1) 一部解約	・一部解約・一部引出はできません。
(2) 証書・通帳	・通帳式もしくは証書を発行します。
(3) 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は預金保険の対象であり同保険の範囲内で保護されます。 ※預金保険制度により保護される他の預金と合計して預金者一人あたり各金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：ひだしんお客様相談室】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：00 電話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/ ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：00 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

※ 自動継続扱いの場合、ご継続時には改めての商品内容のご説明はいたしませんのでご了承下さい。

※ 自動継続、中途解約時における金利につきましては窓口でお問合せ下さい。

※ 金利環境の変化等により、お取扱いを中止とさせていただく場合がありますのでご了承下さい。

（令和8年3月16日現在）